

項目	確認事項	業	市
全般	ボールペン等で記入（鉛筆や消えるペンはダメ）		
計画使用人数	将来を見据えた人数		
計画使用水量	直結給水の場合は総水栓数に応じた同時使用水栓数分の用途別水量の合計（受水槽式の場合は、受水槽流入口における水量とする）		
給水器具までの高さ	配水管の土被りを考慮し、給水管の一番高いところの高さ		
給水器具までの延長	平面距離だけでなく高さも含む		
量水器	遠隔式を新設する場合はやむを得ない理由を欄外に記入		
	量水器の数は、1建築物（アパートなど使用者が複数になる場合はその単位）に対し1個を原則とする。ただし、同一使用者が同一敷地内に設置する2以上の建物で水道を使用する場合は、2以上の建物を1建築物とみなす。		
	口径は、給水管の口径に準拠することを標準とするが一時的使用水量と1日あたり使用量から決定することもできる		
給水方式	減圧弁を設置する場合、二次側の設計圧を記入		
	受水槽容量は有効容量を記入（サイズはタンク寸法）		
施行場所	番地までを記入		
使用者	申込者と同じ場合はチェック欄にチェックを入れる。申込者と違う場合は自署と捺印		
予定工期	着手日は申請日と同じにしない（許可日以降とすること）		
	完成予定日を記入		
申込者	個人の場合は自署と捺印（法人の場合は、ゴム印でも良いが、社印は必ず必要）		
指定給水装置工事事業者	指定番号を記入		
給水装置工事主任技術者	調査、計画、施工、検査までの一連業務の技術上の管理などをおこなう者を選任		
土地使用承諾	工事箇所土地所有者を調査し申込者以外の場合は自署と捺印		
	給水管を新設する場合は、分水栓からメーターボックスまでの区間についても土地所有者を調査し申込者以外の場合は自署と捺印		
給水管分岐調書	給水管を新設する場合に記入。なお、占用許可番号がわかっている場合は記入		
給水管分岐承諾	既設給水装置から分岐をする場合は、所有者を調査し、申込者以外の場合は自署と捺印		
	他人の管から分岐する場合、給水装置を共有することになるので、管理者を決めて別紙様式を添付		
完成届	日付は完成時に記入		
位置図	地図は貼付けない。また、宅地造成地などはどの区画かわかるように記入するか、資料を添付		
止水栓・メーター位置	前面道路・隣地境界からの距離を記入		

項目	確認事項	業	市
図面	添付の場合でも、屋外配管のルートなど概要を記入		
	方位を記入		
	管路の色分け 新設管・・・赤、給湯管・・・赤破線、井水管等利用・・・青、既設管・・・黒、既設給湯管・・・黒破線、井水管・・・緑		
	敷地全体を記入し隣地境界線を明記		
	本管口径、給水管口径を記入		
	既設管を閉栓やキャップ止めをする場合は、その場所を示す		
	給水装置の管径は、計画使用水量における管の摩擦損失水頭、水道メーター及び給水用具類による損失水頭と給水栓の立上がり高さを合計したものが配水管の計画最小動水圧の換算高さ以下になる		
	本管・給水管・メーターを必ず記入		
	量水器二次側に逆止弁を記入		
	間取りを記入		
水回りが無い階層も記入するまたは水回りなしと明記			
新設の場合、量水器の位置は、スムーズに検針ができる場所にする			
分担金	納付書の送付先を○で囲む（①申込者 ②指定店）		
その他	官地などに設置する場合は、管理者の許可を受けることが必要		
	量水器の移設をする場合は、移設元の給水管の閉栓が必要（移設元の閉栓図面を添付、量水器移設届が必要）		
	既設管をメクラキャップする場合は、管内の水が滞留しない位置にする		
	3階以上に直結給水をおこなう場合は、事前に手続きが必要		
	受水槽を設置する場合は、別途申請が必要		
直結式スプリンクラーを設置する場合は、市が定める承諾書が必要			
市確認	使用者と所有者が料金システムと同じ（異なる場合は手続きが必要）		
	使用状態を○で囲む（開栓・休止）※休止であれば再開の必要がないか確認する		
	設置住所、量水器口径、メーター番号が料金システムと同じ		
	土地所有者がGISと同じ（異なる場合は要約書や売買契約書の写しを添付）		